

## 介護福祉士に求められる専門性と能力に関する研究

～養成校教員と介護福祉士が考える介護福祉士像～

二瓶 さやか 橋本 実 後藤 満枝

A study of required specialty and ability for care workers.

— The care worker image between care worker and training school teacher —  
NIHEI Sayaka, HASHIMOTO Minoru, GOTO Mitsue

Twenty years have passed since the training for care worker started. For change of social needs demanded from a care worker, the curriculum revision of the care worker training school was performed in 2009. The new curriculum allows care workers training school to decide how to train their students, however, there is possibility that the new curriculum doesn't obtain the students the required specialty and ability.

The purpose of study is to show the difference of the required specialty and ability between the teachers of training school and the care worker.

Key words: Care worker, Educational program of care workers, Curriculum

### 1. はじめに

国家資格としての介護福祉士が誕生してから20年が経過し、介護の分野は、介護保険法の導入、社会福祉基礎構造改革等により、社会福祉サービスは施設福祉から在宅福祉へ、利用方法は措置から契約へ、福祉の理念は個人の尊厳を旨とした自立支援、行政主導から市場原理の導入という流れに変わった。こうした変化は、国民の介護サービスに対する理解と認識を高め、サービスの多様化や質の高いサービスの提供が求められるようになり、介護福祉士に求める社会のニーズ自体も変えることにつながってきたと考えることができる。

さらなる高齢化の進展、利用者ニーズの変化等により介護福祉士及び介護福祉士養成教育は転換期を迎え、厚生労働省は、2007年12月5日に介護福祉士養成教育課程のカリキュラム改正に関する通達を出し、平成21年4月から新しいカリキュラムによる介護福祉士の養成が実施さ

れることになった。

今回のカリキュラム改正では、介護福祉士を取り巻く状況の変化と、社会のニーズに応えるため、「社会福祉士及び介護福祉士法」の根拠法の改正も含めた制度改正のもと、今日的視点で、より質の高い専門性に優れた介護福祉士養成のための教育カリキュラムが抜本的に見直されることになった。

従来の介護福祉士養成カリキュラムは、介護福祉士養成施設カリキュラムの「指定規則」として厚生労働省が定める「専門分野（17科目）」とそれ以外の「基礎分野」で構成されている。

専門科目で指定されている17科目については、授業科目名、各科目における教育目標、内容、時間数が指定され、「基礎分野」では、一般教養科目として、人文科学系、社会科学系、自然科学系、外国語または保健体育のうちから4科目の指定があり、総計1650時間のカリキュラム構成となっている。これは、厚生労働省により定められたカリキュラム及び指定科目で構

成され、養成校側でのカリキュラムの変更や内容の変更を認めていないことから実践の現場で必要としている教育内容と乖離していても、それに対応することが困難な状況にあった。

こうした状況をふまえ、今回の法改正の特徴は、カリキュラム編成に自由度を持たせ、カリキュラムの基準として、「介護」「人間と社会」「こころとからだのしくみ」の3領域をあげ教育内容とねらいについて想定される教育内容の例を示すのみとし、具体的な科目名や時間配分は、現行の養成課程に150時間を増やした1800時間という規定時間のなかで、カリキュラムの編成の具体的な科目は指定せず、養成校の自由裁量に委ねる方向性を打ち出している点にあるが課題も多い。

介護福祉士養成カリキュラムと同様に、看護教育をめぐる環境にも、より患者の視点に立った質の高い看護の提供が求められるようになり、介護福祉士養成カリキュラムと同時期にカリキュラムが改正されることとなった。看護教育のカリキュラム改正は、現行カリキュラムの教育内容の充実を図ることが目的とされ、現行の教育内容に、新設・改正される具体的な科目名と教育内容を明示している。このため、養成校間での一定の教育水準が確保されることから、看護教育の現場では、介護福祉士養成教育現場のような混乱が起きていない。

看護教育が時代に即したカリキュラム改正に対応可能であるのは、看護学教育研究委員会が看護学士課程の卒業時到達目標として具体的に6項目（①専門職としての知識・技術 ②自立性・責任性 ③科学的思考能力 ④指導性 ⑤倫理性 ⑥柔軟性と国際性）を掲げ、看護専門職を養成するための看護系大学の整備充実が図られているなど、看護教育の基盤が確立されていることにあると考えられる。

一方、介護福祉士のカリキュラム改正では、厚生労働省から提示される各領域のカリキュラム基準をもとに、養成校それぞれが教育内容を検討し、科目とカリキュラム内容を自由に編成するというものであるが、課題も残されており、(社)日本介護福祉士会(2007)『介護福祉士の教育のあり方に関する検討会報告書』は、3領

域ごとの具体的な科目名が不明瞭であるため養成校ごとに専門性と質の異なる介護福祉士養成につながりかねないことを今回のカリキュラム改正の課題として指摘している。また、厚生労働省より科目編成時の具体的な科目指定はないものの、想定される教育内容の例として提示している教育内容は膨大なもので、養成校は改正カリキュラム編成にどのように対応するかに苦慮している。

中澤(2008)も、介護福祉士養成校を卒業した介護福祉士の評価が低いといわれる原因のひとつに、教育目標ともいえる「求められる介護福祉士像」を具現化するために必要な教育内容と、これまで行われてきた教育内容に整合性がみられないことを指摘している。このことから、柔軟性を帯びたカリキュラム編成にあって、介護を提供する現場の介護福祉士が介護養成教育に求めている教育内容と、養成校の教員が力点を置こうとしている教育内容の整合性をどのようにして図るかが課題になっていると考えられる。

以上のことから、本研究では、2つの仮説を立て、研究を進めていく。

- ① 介護福祉士の専門性が、介護福祉士資格成立後、約20年が経過している今日まで確立していないのは、独自性がないまま介護福祉士養成教育が行われてきたからではないか
- ② 介護福祉士の養成校教員と現場の介護福祉士双方が考えている、介護福祉士養成教育の教育内容に違いが見られるのではないか

仮説検証の方法は次のとおりである。

#### (1) 介護福祉士の専門性について

介護の歴史的変遷から、介護福祉士の専門性について考察するとともに、介護福祉士養成校教員と、介護福祉施設の介護職従事者にインタビュー調査を行い、介護福祉士の専門性について考察する。

#### (2) 介護福祉士養成カリキュラムの教育内容

- ① 実際に介護を提供する立場である福祉施設に従事する介護職員(介護福祉士)が考える介護福祉士養成教育に「優先的に取り入れるべきだと考える教育内容」について

調査する

- ② 介護福祉士養成校教員が考えている介護福祉士養成教育に「優先的に取り入れるべきだと考える教育内容」について調査する
- (3) 介護福祉士養成カリキュラムに含むべき事項

- ① 実際に介護を提供する立場である福祉施設に従事する介護職員（介護福祉士）が考える介護福祉士養成教育に「優先的に取り入れるべきだと考えるカリキュラムに含むべき事項」について調査する

- ② 介護福祉士養成校教員が考えている介護福祉士養成教育に「優先的に取り入れるべきだと考えるカリキュラムに含むべき事項」について調査する

具体的には、介護の歴史の変遷、介護と関連領域の専門職養成、介護職養成教育の現状と課題について整理して、介護福祉士養成教育と平成21年度の介護福祉士養成カリキュラム改正の関連性について考察する。

また、介護福祉士養成カリキュラム編成時の基礎資料を導くために、厚生労働省の「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例」（2008年4月）をもとにして、介護福祉士養成校に所属する教員が考える介護福祉士養成教育の教育内容・カリキュラムに含むべき事項、介護現場で従事する介護福祉士が、介護福祉士養成教育へ求める、介護福祉士養成教育の教育内容・カリキュラムに含むべき事項を調査により明らかにする。

調査の概要は、第1段階として、介護福祉士養成校の教員と介護施設の介護職員（介護福祉士）に介護福祉士に求められると考えている専門性・資質能力について聴き取り調査を実施する。第2段階として、介護福祉士養成校教員、介護施設に従事する介護福祉士双方が考えている介護福祉士養成カリキュラムの教育内容、教育に含むべき事項を調査により明らかにして、改正介護福祉士養成カリキュラム編成段階での科目構成の基礎資料とすることを目的としている。

研究の効果として、改正カリキュラム編成段階で、介護サービス提供現場が求めている現状

に即した改正カリキュラム編成の基礎資料となることと、介護福祉士養成校のカリキュラム編成におけるアカウンタビリティの確保に寄与するものと考えている。

## 2. 介護の歴史の変遷

### (1) 看護と介護の歴史の変遷

介護福祉士資格が、国家資格として法的に確立され、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となり、介護福祉士の専門性や独自性、専門職としての質をいかに向上されるかが指摘されるようになってきているが、介護福祉士の専門性については、資格誕生後、約20年を経過した現在も問われ続けている。

その一方、看護師は、保健師助産師看護師法の制定によって、看護は独自の機能を有する専門職業であるという考え方が成立し、「業務独占」という資格の定義がなされ、専門職集団としての社会的地位を確立している。介護福祉専門職が成立するに至った過程において、三好(2006)は、看護を専門職としたナイチンゲールの行為に介護の歴史の変遷をみることができると述べており、介護福祉士の専門性について、ナイチンゲールの研究者である金井(2002)は、介護と看護のルーツは同じであると述べているが、介護福祉士の専門性が未だ確立しない理由は、「介護」そのものが、「日常の生活への関わり」であること、「名称独占」という資格の定義などが原因の1つであると考えてることができる。

このように、高齢化の進展に伴い、専門性に優れた介護福祉士養成のため、教育カリキュラムが抜本的に見直されることになり、今回のカリキュラム改正につながってきたと考えることができる。

### (2) 介護の社会化

高齢化の進展に伴い、介護は特定の人を対象としたものから、福祉国家を標榜するわが国においては、医療サービスと同様に一般化されるべき社会サービスとなっている。介護ニーズの多様化に伴い、質の高い介護サービスを確保す

るために、介護の専門化の必要性が認められ、1987（昭和62）年5月、「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立した。「高齢化社会の到来による介護需要の増加」、「家族機能の低下」、「高度医療の発展による疾病構造の変化」など、介護実践は、人口動態や疾病構造、その他社会の変化に伴って変革が求められ、介護教育も、常に社会の変化に伴って生じるニーズに応じられるものでなければならない。

社会の変化に応じて介護福祉士資格が誕生後、その役割と機能が期待され、より一層の教育の充実が求められている。介護職養成教育において、社会のニーズに対応できる人材を確保するためにも、ニーズを的確に把握した介護福祉士養成教育への期待が今回のカリキュラム改正につながっていると考えることができる。

### （3）諸外国における介護の実態

日本では、介護福祉士資格が国家資格として確立しているにも関わらず、介護福祉士の労働条件や離職率の高さ、労働に対する賃金など社会的地位を巡る問題が多々指摘されている。介護職の社会的位置付けを国家資格制度の確立という視点で比較するために、公的サービスとして介護が提供されている、スウェーデンとデンマーク、2008年4月に、日本の介護保険制度に相当する「老人長期療養保険法」が導入された韓国、1995年から介護保険制度を導入して、市場原理に基づく介護サービスを提供してきたドイツに焦点を当てて、介護供給システムの形態と、資格制度導入の関連性について考察する。

足立（2006）は、介護供給システムを、「市場重視型」「公費・公的介護中心型」「地域社会重視型」「社会保険中心型」の4定型に分類しており、足立の分類にあてはめると、「市場重視型」の国では、介護職に国家資格を与えているが、「公費・公的介護中心型」と「地域社会重視型」では、資格制度を重視していないことから、諸外国における介護職の国家資格制度は、介護供給システムの違いにより特徴があることがわかった。足立の4定型に当てはめると、「市場重視型」はアメリカ、「公費・公的介護中心型」はスウェーデンやデンマーク、「地域社会

型」は長期療養保険法が施行される前の韓国、「社会保険型」はドイツや日本ということになる。

ドイツでは、充実した介護職の養成カリキュラムにより、介護職の社会的地位が確立していることから、介護福祉士養成カリキュラムを考察する際、同類の介護供給システムであるドイツの介護職養成教育が、介護福祉士養成カリキュラム改正に示唆を与えてくれると考えることができる。

## 3. 介護職養成の現状と課題

### （1）介護福祉士の資格化

村西（2006）は、1963年に制定された老人福祉法により、常時介護を必要とする高齢者の施設として「特別養護老人ホーム」が創設され、本来、家族が行うべき身の回りの世話と看護職の人材不足等を補う関係もあり、専門的教育・訓練を受けない資格も持たない職員が寮母職として業務に従事する非専門的援助として介護が登場したと述べている。このことから、介護に従事するのは素人でも誰でも良いという考えがあり、専門性についての議論はほとんどなされていなかったことが示唆される。

介護を専門とする介護福祉士が国家資格として位置付けられたのは、1987年5月「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定による。資格制度の背景には、急速な高齢化の進展や、それに伴う介護サービスの増加等がある。法案提出のきっかけは、森定（2000）によると、1985年の第23回国際社会福祉会議で日本に社会福祉従事者の資格制度がないことの指摘を受けたことによると言われている。1987年に法案が成立している経過から考えると、法案成立までに約2年という非常に短い期間で法案が成立していることがわかる。介護福祉士は、福祉専門職として位置付けられてはいるが、医師や看護師のような「業務独占」ではなく、「名称独占」と定義されている。

介護という言葉は、世間一般に広く使われるようになってきているものの、介護福祉士の専門性や独自性については、いまだ曖昧なままと

ている。この背景には、「名称独占」という資格の定義付けが関係していると考えられる。介護福祉士が「名称独占」のままになっている理由を栗栖（2005）は、急速な「介護の社会化」のために、人材確保という目先の対応に追われ、介護福祉士の専門性や、業務内容と資格要件が十分に規定されることなく、将来検討のために留保されてきた、と述べている。

このように、わずか2年という短い期間で介護福祉士の資格が制度化されたことで、今日の介護福祉士養成教育に対する様々な課題も指摘されているが、わが国と同様に、介護職を国家資格として位置付けているドイツでは、介護職の社会的地位付けも高く、ドイツの養成教育の研究を行うことは、わが国の介護福祉士養成教育においても意義があると考えられる。

## （2）わが国における介護職養成

介護福祉士の養成教育は、1987年（昭和62）年に、「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定と同時に開始され、介護福祉士養成施設（大学・短期大学・専門学校・高等学校専攻科等）において行われている。高齢社会の到来や、介護保険法の導入、介護ニーズの多様化などにより養成校の数も急増し、「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定された1987年当時の24校25学科から、約20年の間に432校471学科（2009年1月）（独立行政法人福祉医療機構）まで急増している。しかしながら、藤野（2000）が、介護福祉士及び、その養成制度は、「専門化」を深めるに至らないうちに社会的、政治的条件から一気に「専門職能化」された経緯がある、と指摘している通り、介護福祉士は、看護師のように長い歴史に裏付けされたような専門性や、専門職養成のための基盤が確立しているとは言えず、課題も多く指摘されている。

介護福祉士養成教育が開始され、約20年が経過し、更なる高齢者人口の増加、若年層の減少、介護サービスの多様性、高齢社会に対する国民意識の変化等から、より質の高い介護福祉士のマンパワー確保が求められていること等を背景に平成21年度から、従来の介護福祉士養成カリキュラムが大幅に改正されることとなったが課

題も多い。

## （3）ドイツにおける介護職養成教育

高木（2007）によると、ドイツは、1960年代半ばより医療的援助のみならず高齢者が社会との接触のなかで抱える問題を適切に仲介する社会的援助が行える専門職を養成するという教育コンセプトのもと、老人介護士（Altenpfleger）の養成が開始され、1969年以降、高齢者介護の担い手として、ドイツ各州（16州）で独自に養成されてきたが、各州間のバラつきを解消し、社会的地位の向上や労働条件の改善を図るため、2000年11月に「老人介護の職業に関する法律」が成立し、2003年8月より連邦国家資格として位置づけられることとなったことがわかる。

この法律を受け、老人介護士の教育期間は3年に統一され、実習が重視されるカリキュラムとなり、国家試験が課されることとなった。また、この法律において、看護職と同様に治療職としての位置づけが明確となり、独自の判断で高齢者介護が可能となっている。これらにより、ドイツの老人介護士は、看護師と同等の給与や社会的地位を確立している。

日本の介護福祉士養成カリキュラムと比較し、ドイツの老人介護士養成教育で特徴的なのは、①3年間の養成期間の4600時間の養成時間（日本の改正カリキュラム1800時間）が、ドイツの看護師と同水準であること、②実習（2500時間）が養成カリキュラムの約半数を占めていること、③看護や保健関連科目の割合が多いことがあげられる。

以上のことから、日本において介護福祉士の養成カリキュラムが改正され、社会的地位の確立を目指した際、ドイツのように看護師をはじめ、関連のある他職種と同一の養成教育時間を確保すること、他職種の基礎知識を習得すること、実習での実務を十分に行うこと等の検討も必要であろう。

## （4）転換期にある介護福祉士の養成・課題

介護福祉士養成教育が開始され、2008年現在で、介護福祉士の登録者数は約64万人で、看護師に次ぐ専門職集団となっており、介護福祉士

の量的な側面は十分な成果をあげている。一方、質の面では、2004年の「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討報告書」のなかで、「養成施設の定員充足率は8割で、定員を割り込む養成施設が7割に達している状況で、卒業生の質が統一されていないなど、養成施設の間で格差が生じている。」と述べられている。

この検討報告書の具体的施策として、介護福祉士の取得方法は、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法に統一することを検討すること、つまり現行の国家試験が免除されている養成校へも国家試験を課し、資格取得方法の統一が提言された。さらに、養成カリキュラムも大幅に見直されることとなり、現行の養成課程に150時間を増やした1800時間という規定時間のなかで、カリキュラム編成の具体的な科目は指定せず、養成校の自由裁量に委ねる方向性を打ち出している。

2009年より改正カリキュラムによる教育が開始されるが、今回のカリキュラム改正は、多くの課題が指摘されている。また、西村（2008）も、改正カリキュラムにより、どのような専門性をもった人材を養成しようとしているのか、明確にされていないと指摘している。

介護福祉士の社会的地位の向上や質の向上を目指すには、介護福祉士が専門職であることを評価される必要がある。そのためには、改正カリキュラムの基準を満たすだけでなく、介護実践に即したカリキュラムの構成を行い、資格取得後、介護現場で介護福祉士としての専門性を生かしたサービスの提供が実践できるような

カリキュラム編成と教育を行うことが求められているといえよう。

## 5. フィールド・スタディ

本研究の最終目的は、「介護福祉士養成教育の方向性」を導くために、介護を提供する現場の介護福祉士が介護職養成に求めている教育内容と、介護福祉士養成校教員が力点を置こうとしている教育内容を明らかにすることにあり、本論では調査の質問紙を設計するために介護福祉士養成校の教員と、現場の介護福祉士に聴き取り調査を実施した。

### 5-(1) 調査の概要

#### ①質問紙設計のための聴き取り調査

介護福祉士養成校の教員と現場の介護福祉士にそれぞれが考えている介護福祉士に求められる専門性・資質能力について半構造化面接による聴き取り調査を実施した。調査項目は、中澤秀一（2008）「介護福祉士養成教育におけるカリキュラム研究」が整理している福祉専門職の専門性の構造の分類（資料1）と（財）日本介護福祉士会『介護福祉士の教育のあり方に関する検討委員会報告書』をもとに介護福祉士専門性と資質と能力に関すると思われる文脈を抽出した（資料2）。これらを、養成校教員と介護施設の介護職員（介護福祉士）に提示し、その他に介護福祉士に求められると考えている介護福祉士の専門性・資質・能力について、自由に意見を述べてもらい、聴き取り調査を行った。面接内容は、ボイスレコーダーに記録した。

資料1 福祉専門職の専門性の構造の分類

| 分類               | ① 倫理   | ② 専門的知識                   | ③ 専門的技術                  | ④ 応用開発力                                |
|------------------|--|---------------------------|--------------------------|--|
| 介護福祉士に求められる資質・能力 | 生命や人権の尊重、価値観の尊重、利用者の立場に立つ心、人間性、人間的成熟思いやりと自省、自己研鑽、後進の育成 | 社会的公正、ソーシャルケア・介護・医学・看護の知識 | コミュニケーション、介護計画・評価の過程、書く力 | 想像力、思考力、感性、問題解決能力、実践力、汎用性ある能力、実践的能力・対応 |
| 共通               | 他職種との協働  |                           |                          |  |

出典：中澤秀一（2008）「介護福祉士養成教育におけるカリキュラム研究」介護福祉教育，NO.25

資料2 厚生労働省 「介護福祉士の教育のあり方に関する検討委員会報告書」から二瓶が抽出した項目一覧

- |                     |           |                             |            |            |
|---------------------|-----------|-----------------------------|------------|------------|
| ・医療、看護対応時の介助        | ・研究方法の習得  | ・的確な記録                      | ・記述、計画立案力  | ・忍耐力       |
| ・状況把握力              | ・研究心や向上力  | ・労働に耐えうる体力                  | ・リスクマネジメント | ・情報収集力     |
| ・緊急事故時の介助           | ・協調性      | ・指導能力                       | ・分析力       | ・アカウンタビリティ |
| ・責任感                | ・ケアマネジメント | ・介護職に対しケアを向上させるための教育的役割を果たす |            |            |
| ・継続学習による能力の維持開発に努める |           |                             |            |            |

(2) 聴き取り調査の対象と実施期間

半構造化面接による聴き取り調査（ボイスレコーダーに録音）

①介護福祉士養成校教員：

大学8名 短期大学1名 専門学校1名

②介護施設の介護職員（介護福祉士）：

特別養護老人ホーム6名 老人保健施設2名  
老人保健ユニット型施設2名

③調査期間：

平成20年8月22日(金)～10月14日(火)

④調査方法：

(3) 分析方法

- ①ヒアリング内容を逐語的に記録した  
②逐語録の内容のなかから対象者があげている、介護福祉士に求められる専門性・資質と能力に関すると思われる文脈を抽出した（資料3）。

資料3 介護福祉士に求められる専門性・能力資質に関する聴き取り調査の結果

| 介護福祉士養成校教員<br>(大学8名, 短期大学1名, 専門学校1名)   | 介護施設の介護職員（介護福祉士）<br>(特別養護老人ホーム6名, 老人保健施設2名, 老人保健ユニット型施設2名)  |
|--|---|
| <p>【知識】</p> <p>①医学一般 ②認知症 ③栄養学 ④ボディメカニクス<br/>⑤家政学 ⑥看護 ⑦リハビリテーション ⑧障害者・高齢者福祉論 ⑨心理学 ⑩介護予防 ⑪法律や制度<br/>⑫ソーシャルケア ⑬生活支援技術 ⑭介護過程の展開<br/>⑮終末期の介護</p> <p>【技術】</p> <p>①生活支援技術 ②技術, 食事介助 ③移動・移乗<br/>④整容 ⑤安寧と安楽 ⑥形態別介護技術 ⑦介護過程の展開 ⑧終末期の介護 ⑨レクリエーション(余暇活動) ⑩社会生活の維持・拡大の技法</p> <p>【その他】</p> <p>①職業倫理 ②他職種との連携 ③対象者理解<br/>④創造力 ⑤自己研鑽 ⑥洞察力 ⑦エビデンスの追及</p> | <p>【知識】</p> <p>①医学 ②認知症 ③栄養〔糖尿病・高血圧に関する知識〕 ④ボディメカニクス ⑤家政学〔衣服のデザイン・機能〕 ⑥住宅・福祉器具 ⑦性 ⑧疾病と生活障害<br/>⑨障害者〔肢体不自由者〕 ⑩心理学〔障害児者・老人〕<br/>⑪不眠 ⑫薬剤〔副作用〕 ⑬病院受診時の対応〔看護・医学に関する知識〕 ⑭ノーマライゼーション</p> <p>【技術】</p> <p>①手話・点字 ②医療・看護対応時の介助〔緊急事故時の対応〕 ③相談援助技術 ④終末期の介護〔危篤時の介助・死後の処置〕 ⑤コミュニケーション〔利用者・利用者の家族・家族援助〕 ⑥個別介護の展開〔生活に根ざしたケア, 自立に向けた介護〕 ⑦入浴 ⑧身支度〔衣服の着脱〕 ⑨身体の清潔 ⑩移動・移乗 ⑪レクリエーション(余暇活動)</p> <p>【その他】</p> <p>①病院受診時の対応〔対象者理解等〕 ②記録の取り方・報告の仕方 ③一般教養〔歴史, 哲学〕 ④体力<br/>⑤決断力 ⑥感性〔やさしい気持ち, 介護の仕事が好き〕<br/>⑦状況把握力 ⑧他専門職との連携</p> |

## 6. 結果

介護福祉士養成校教員、介護施設の介護職員（介護福祉士）共に、介護福祉士に求められると考えている資質や能力（技術や知識）は、医学や看護、社会・老人・障害者の福祉論、老人・障害者の心理、生活支援技術（介護技術）など、介護福祉士の業務範囲を超えて生活全般、多岐にわたることが明らかとなった。双方が考えている介護福祉士に求められる資質と能力には、以下のような傾向が見られた。

- ①介護福祉士養成校の教員では、介護に関する知識や技術に関する科目名をあげる傾向があった。
  - ・医学一般 ・家政学 ・心理学 ・障害者、高齢者福祉論 等
- ②介護施設の介護職員（介護福祉士）では介護に関する知識や技術の科目名の他に、実践に即した具体的な知識や技術をあげる傾向がみられた。
  - ・栄養〔糖尿病・高血圧に関する知識〕
  - ・病院受診時の対応〔看護・医学に関する知識〕
  - ・コミュニケーション〔利用者・利用者の家族・家族援助〕
  - ・終末期の介護〔危篤時の介助、死後の処置〕等

## 7. 考察

本論では、2つの仮説を立てて研究を進めてきた。

第1の、介護福祉士の専門性が確立していないのは、独自性がないまま介護福祉士養成が行われてきたからではないかという仮説については、看護と介護の歴史的変遷から、双方のルーツは、ナイチンゲールの行為にあるが、看護職は業務独占という資格の定義がなされ、専門職としての社会的地位を確立している一方で、介護職は、介護そのものが日常生活への関わりであることと、資格の定義が名称独占であることなどから、専門性が確立せず、独自性のないま

ま養成教育が今日まで継続してきたことが示唆された。

第2の、介護福祉士の養成校教員と現場の介護福祉士それぞれが考えている介護福祉士養成教育の教育内容に違いがみられるのではないかという仮説では、質問紙設計段階で、介護福祉士に求められる専門性・資質能力に関する聴き取り調査を実施した結果、養成校の教員は、介護に関する具体的な科目名をあげる傾向があり、現場の介護福祉士は実践に即した具体的な知識や技術をあげる傾向がみられた。このことから、介護福祉士と養成校教員が求めている介護福祉士の専門性・資質能力には違いがあることがわかった。

## 4. 結論

本論では、介護福祉士の専門性が確立してないまま養成が行われてきたこと、また、高齢化の急速な進展に伴う介護サービスに対するニーズの多様化に関連して、より質の高い介護福祉士の養成が求められることになり、介護福祉士養成カリキュラムが抜本的に改正されることにつながったこと、更に、介護福祉士養成校教員と現場の介護福祉士が考えている介護福祉士に求められる専門性・資質能力には違いがあることを明らかにすることができた。

今後の研究では、本研究の最終目的である、介護福祉士養成教育の方向性を導くため、養成校の教員と、現場の介護福祉士それぞれに、厚生労働省が提示している「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例」（2008年4月）をもとに、それぞれが考えている介護福祉士養成カリキュラムの教育内容と、教育に含むべき事項について、調査により明らかにすることを予定している。

## 5. 参考文献

- ・介護福祉士の教育のあり方に関する検討会報告書」社団法人日本介護福祉士会、2007.11
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」厚生労働省社会・援護局、2007.3



- 「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発等養成施設指定規則」(昭和62年厚生省令第50号, 最終改正平成14年3月26日厚生労働省令第38号)『社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』, 第一法規, 2002
- 足立正樹 (2006)『高齢社会と福祉社会』, 高管出版, pp. 56
- 小山真理子 (2003)『看護教育の原理と歴史』, 医学書院, pp. 89
- 金井一薫 (2002)『ケアの原形論』現代社, pp. 111
- 栗栖照雄他 (2005)「介護の歴史」『介護福祉教育の方法と実践』, 廣濟堂, pp. 12
- 高木剛 (2007)「ドイツにおける老人介護士の養成教育」『介護福祉教育』第14巻第2号, 中央法規, pp. 213-214
- 中澤秀一 (2008)「介護福祉士養成教育におけるカリキュラム研究」『介護福祉教育』13巻第2号, 中央法規, pp. 61-63
- 西村洋子 (2008)『介護福祉教育の展望』光生館, pp. 2
- 藤野信行 (2000)『介護福祉士の養成について』聖徳大学研究紀要第33部, pp. 29
- 村西美恵子 (2006)「介護福祉援助の課題と介護福祉専門職の養成に関する研究」龍谷大学大学院研究紀要, Vol. 13, pp. 111-133
- 三好明夫他 (2006)「介護福祉の概念」『介護福祉学』学文社, pp. 1
- 森定玲子 (2000)「社会福祉及び介護福祉士法の成立」『介護福祉学入門』中央法規